○厚生労働省令第二十九号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（家内労働法施行規則の一部改正）

第一条　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保護具等の使用） **第十九条**　家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。	（保護具等の使用） **第十九条**　家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。
業務	保護具等
（略）	（略）
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの
（略）	（略）

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準） **第二十九条**　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。 一　次の機械器具を有すること。 イ～ニ　（略） ホ　防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器 二～五　（略）	（建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準） **第二十九条**　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。 一　次の機械器具を有すること。 イ～ニ　（略） ホ　防毒マスク及び消火器 二～五　（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一編　通則 第一章～第二章の四　（略） 第三章　機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第一節　機械等に関する規制（第二十五条―第二十九条の四）	目次 第一編　通則 第一章～第二章の四　（略） 第三章　機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第一節　機械等に関する規制（第二十五条―第二十九条の三）